

令和 4 年 10 月 11 日

介護老人保健施設アメニティきゅうらぎ  
入所者様並びにご家族の皆様へ

介護老人保健施設アメニティきゅうらぎ  
施設長 上木原 哲也

新型コロナウイルス感染症の感染予防に伴う  
ご面会の一部制限緩和について（お願い）

入所者様並びにご家族の皆様につきましては、面会等において多大なるご不便をおかけしており大変申し訳ございません。

令和 2 年 2 月から行っております入所者様への面会制限につきまして、早期の解除を目指し厚労省の指針に沿って対応しているところですが、感染者が減少してきた現状を踏まえ施設内で検討を行い、ご家族の面会につきましては、以下のとおり対応させていただきたいと思っております。

#### 《 R4 年 10 月 17 日以降の面会方法 》

- 1 面会希望のご家族様は、**必ず事前のご予約をお願いいたします。**（ ☎ 0955-51-5222 ）
  - ・前日までに施設に連絡し、面会希望日をお伝えください。（必須）
  - ・面会可能日時 … ① 月～金曜日 （午前 11 時～11 時 30 分 の間）  
② 上記以外（土、日曜）は原則面会不可。また祝日も同様に不可。
- 2 面会はアクリル板越しでの面会になります。  
（※ 場合によってはガラス越しになることもございます。）
- 3 **面会者は 2 名までに限らせていただきます。**  
**1 回の面会時間は 15 分**です。（時間厳守をお願いいたします。）  
（当日、体調がすぐれない方、発熱されている方等は面会できません。また、マスク着用をお願いいたします。マスクはご持参ください。）
- 4 **一家族様の面会回数を、1 か月 2 回までとさせていただきます。**  
**（最大 2 週に 1 回まで。ご親族様等の面会もこの回数の枠内をお願いいたします。）**
- 5 面会は一家族ずつ行っていただきます。お待ちいただく場合がございますが、ご了承ください。

**※ 面会制限につきましては、状況により予告なく変更させていただく場合があります。**  
**ご了承くださいますよう、お願い申し上げます。**